

第 93 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時：令和 4 年 2 月 22 日(火)

10 時～12 時 30 分

場所：岩手県民会館 4 階第 2 会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業 環境影響評価方法書について
(資料No. 1 ～ 4)

3 その他

4 閉会

【配付資料】

No.1：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況

No.2：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書に対する意見(一関市)

No.3：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

No.4：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前

質問・意見及び事業者回答

第 93 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学工学部准教授	○※
伊藤 歩	岩手大学工学部教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授	○※
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	○※
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学工学部准教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	×
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	○※
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	○
三宅 諭	岩手大学農学部准教授	○※
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○※

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局】

氏名	職名	備考
黒田 農	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 理香	環境保全課 主任主査	
佐々田 丈瑠	環境保全課 主任	
佐々木 初美	環境保全課 主査	
川又 康明	環境保全課 主査	
松本 聡	資源循環推進課 主査	
菊池 彩花	自然保護課 主事	
三河 源喜	県民くらしの安全課 主任	
廣瀬 栄司	都市計画課 主査	
小原 茂樹	建築住宅課 主任	

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書に係る
環境影響評価手続状況

事業の名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業	
適用区分	条例第1種	
事業の種類	ごみ処理施設	
事業の規模	処理能力 4.5t/時間	
事業の実施区域（予定地）	岩手県一関市	
事業者の名称	一関地区広域行政組合	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和3年 11月24日付け
	縦覧期間	令和3年 11月24日～令和3年 12月23日
	住民等の意見書の提出期間	令和3年 11月24日～令和4年 1月6日
	説明会	令和3年 12月10日、12月11日
	意見の概要書の提出	令和4年 1月19日
	技術審査会の審査	令和4年 2月22日
	知事意見の送付	令和 年 月 日 (期限：令和4年4月19日) ※意見の概要書提出日から90日以内

「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備環境影響評価方法書」に対する
一関市長意見

No.	意見の内容
1	造成工事に着手する前に林地開発の協議が必要となる。 設計が完了した段階で、林地開発の協議書を提出されたい。 (農地林務課)
2	事業実施区域内に設置するプラント用水の取水井戸が水道水源の取水量に影響を及ぼさないよう、水脈等の調査を実施されたい。 (水道課)
3	事業実施区域内において発生する有害物質の種類及び排水処理方法について、具体的に示されたい。 (水道課)

エネルギー回収型
一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和4年1月

一関地区広域行政組合

目 次

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 公告の日	1
1.2 公告の方法	1
1.3 縦覧場所	1
1.4 縦覧期間	1
2 環境影響評価方法書の説明会の開催.....	1
3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
3.1 意見書の提出期間.....	2
3.2 意見書の提出方法.....	2
3.3 意見書の提出状況.....	2
3.4 意見書に対する事業者の見解.....	2

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「岩手県環境影響評価条例」第8条の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下の、「方法書」という）を作成した旨及びその他の事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1 公告日

令和3年11月24日（水）

1.2 公告の方法

環境影響評価方法書の縦覧に関する公告は、岩手日日新聞（令和3年11月24日）に掲載した（別紙1）。

また、令和3年12月発行の一関地区広域行政組合広報紙「くらしの情報」に掲載した（別紙2）。

1.3 縦覧場所

環境影響評価方法書の縦覧場所は、以下のとおりとした。

場 所	曜 日	時 間
一関地区広域行政組合総務管理課	土・日・祝除く	8：30～17：15
一関市役所本庁生活環境課	土・日・祝除く	8：30～17：15
一関市役所各支所市民課	土・日・祝除く	8：30～17：15

また、一関地区広域行政組合ホームページで閲覧可能な状態とした。

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/~kouiki-gyousei/>)

1.4 縦覧期間

令和3年11月24日（水）～12月23日（木）

2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「岩手県環境影響評価条例」第8条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会の開催公告は、方法書の縦覧に関する新聞公告と同時に行った。また、令和3年12月発行の一関地区広域行政組合広報紙「くらしの情報」及び当組合ホームページへ掲載するとともに、対象事業実施区域の位置する一関市弥栄地区を対象に開催案内を全戸配布（別紙3）し周知した。

開催場所及び開催日時、来場者数は、表-1に示すとおりである。

表-1 環境影響評価方法書の説明会の開催状況

開催場所	開催日時	来場者数
弥栄市民センター	令和3年12月10日（金） 18時30分～20時00分	13人
川崎市民センター	令和3年12月11日（金） 14時00分～15時30分	11人

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「岩手県環境影響評価条例」第9条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

3.1 意見書の提出期間

令和3年11月24日（水）～令和4年1月6日（木）

3.2 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、縦覧場所に設置した意見書箱への投函、一関地区広域行政組合への郵送またはファクシミリ、電子メールによる送付した（別紙3）。

なお、郵送の場合は、令和4年1月6日の当日消印有効とした。

3.3 意見書の提出状況

環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地から意見を求めた結果、2通の意見書が提出された。

3.4 意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する意見の概要及び事業者の見解は、表-2に示すとおりである。

表-2 環境影響評価方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解(1)

No	意見の概要	事業者の見解
1	<p>① P. 2-2-15 余熱利用計画 詳細計画迄提示されておらず判断・意見はできないのでは？</p>	<p>熱利用の計画としては、焼却炉出口にボイラを設置し、燃焼ガスが持つ熱量の 80%程度を蒸気として回収し、この蒸気を使って蒸気タービン発電機を駆動し、発電します。 発電した電気等は、新処理施設内で利用し、余剰となった電気等は既存の公共施設等での利用や民間への売却、新規に余熱活用施設を整備して利用するなどの方法を現在検討しております。</p>
	<p>② 各種データのモニタリングはどうなるのか？</p>	<p>今後作成する環境影響評価準備書において、事後調査が必要と判断された場合は事後調査計画を策定し、モニタリング調査を実施します。予測結果とモニタリング調査の結果を対比し、事業実施に伴う環境影響が予測の範囲に収まっているか確認します。</p>
	<p>③ 運営方式は？</p>	<p>本施設の運営方式は、今後決定する予定です。従来は、公共が建設から運営までを一貫して実施する方式が多い状況にありましたが、近年は民間の技術力、資金調達力を導入して効率的な運営を行おうという動きが増えています。平成 20 年度以降に契約した可燃ごみ処理施設の事業方式としては、公設民営（DBO）方式が増加しておりますことから、このことを踏まえて今後検討して参ります。</p>
	<p>④ リスク対応は評価に入るのか？</p>	<p>環境影響評価については、施設が定常稼働していることを前提に、環境への影響が想定される項目について調査、予測・評価を実施するものです。安全性については、環境影響評価の対象ではありません。 リスク管理については、より安全・安心な施設とするため、技術的に可能であり合理的な範囲で、法定の基準よりも厳しい自主基準を設定して管理運営します。 また、施設整備・運営の仕様書（民間事業者には施設運営を委託する場合には要求水準書）は、環境影響評価の結果を踏まえて作成し、発注することとなるため、環境影響評価の結果は担保されます。</p>

表-2 環境影響評価方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解(2)

No	意見の概要	事業者の見解
2	<p>5-4-2 温室効果ガス等 に関して 意見 その1 発生する温室効果ガスの内訳は</p> <p>1：廃棄物中のプラスチックの燃焼による CO₂ 2：助燃材の燃焼による CO₂ 3：電気消費による CO₂ 4：排ガス中の N₂O と思われるが、エネルギー回収に伴う削減量の計上 5：発電に伴う-CO₂ 6：場外への温水供給などによる-CO₂</p> <p>1：について 廃棄物中のプラスチック重量の推計方法と計算に使用する排出係数 (kgCO₂/kg) の明示 2：について 助燃材の種類と着火 1 回あたりの使用量、着火回数と使用する排出係数 (kgCO₂/1) の明示 3：について 設計計算書に基づいて機器リストを作成し、それらの電動機出力などに運転時間を乗じて電力消費量を算出、それに乗じる排出係数 (kgCO₂/kWh) を明示 4：について 排ガス中の N₂O の算出手法の明示 例えば、排ガス中の N₂O 濃度の設定根拠、と乗じる排ガス量の設定 CO₂ に換算する時の温暖化係数も合わせて明示 5：について 設計計算書に基づく発電量に 3 の排出係数を乗じて削減量を計上 6：について 場外に供給する温水などを灯油換算し、その排出係数を乗じて削減量を計上</p> <p>以上のことを予測手法欄に詳細に記載すること。</p>	<p>本事業は、性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により施設を整備する計画であり、契約業者決定後に実施設計を行います。</p> <p>環境影響評価の段階では、設置機器の詳細は決定していないことから、メーカーへのヒアリング等を通じて、温室効果ガスの算定に必要な条件を設定します。</p> <p>1：について 廃棄物中のプラスチック重量は、稼働中の一関清掃センター及び大東清掃センターのごみ組成調査結果を基に推計します。 推計が困難な場合は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver. 4.7 (令和 3 年 1 月、環境省・経済産業省。以下「算定・報告マニュアル」という。) に示されている年間の焼却処理量の 18.1% とします。 排出係数 (kgCO₂/kg) は、算定・報告マニュアルに示されている、2.77 kgCO₂/kg を用います。</p> <p>2：及び 3：について 助燃剤の種類・使用量等、電力消費量は、環境影響評価準備書の作成の際に設定します。 排出係数 (kgCO₂/kg) は、設定した計画を踏まえ、算定・報告マニュアルに示されている数値を用います。</p> <p>4：について 施設の稼働に伴う N₂O の発生量は、算定・報告マニュアルに示されている一般廃棄物焼却施設のうちの連続燃焼式焼却施設の排出係数に年間の焼却量を乗じて算出します。 N₂O を CO₂ に換算するための地球温暖化係数は、最新の算定・報告マニュアルに示されている数値を用います。</p> <p>5：について 発電量は、環境影響評価準備書の作成の際に設定します。設定した発電量と本事業の実施による電力消費量から CO₂ の削減量を算出します。</p> <p>6：について 発電した電気等は、新処理施設内で利用し、余剰となった電気等は既存の公共施設等での利用や民間への売却、新規に余熱活用施設を整備して利用するなどの方法を現在検討しております。</p> <p>以上の記載内容を踏まえ、環境影響評価準備書に記載します。</p>

表-2 環境影響評価方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解(3)

No	意見の概要	事業者の見解
2	<p>意見 その2</p> <p>焼却処理施設に加えて、主として生ごみを対象に付加的に導入可能な処理方法のバイオガス化施設や高速堆肥化施設に関して設計計算書を作成し、上記手法により温室効果ガスを算定する旨を記述すること。</p>	<p>本事業で整備するごみ処理施設の処理方式は、一般廃棄物処理施設整備検討委員会において検討を行い、焼却方式を選定しました。</p> <p>バイオガス化方式については、処理方式の検討対象としましたが、安定性、環境、廃棄物の資源活用、災害対応、経済性の観点から選定しませんでした。</p> <p>なお、資源化率の高い堆肥化方式などについては、付加的に導入が可能か、引き続き検討することとしています。</p> <p>環境影響評価準備書の作成の際には、選定した処理方式について、予測・評価の結果を記載します。</p>

岩手日日新聞（令和3年11月24日）に掲載した公告内容

<p>（一）関地区広域行政組合公報</p> <p>岩手県環境影響評価条例（平成十年岩手県条例第四十二号）第六条の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）を作成しました。この方法書の縦覧を行います。</p> <p>また、方法書に基づいての説明会を開催します。</p> <p>令和三年十一月二十四日</p> <p>一関地区広域行政組合 管理者 一関市長 佐藤善仁</p>	<p>一 事業者の名称：一関地区広域行政組合 代表者の氏名：管理者 一関市長 佐藤善仁 主たる事務所の所在地：一関市竹山町七番二号 事業の名称：エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業</p> <p>二 事業の種類：ごみ処理施設の設置 事業の規模：四・五トン／時間×二十四時間 （処理能力）</p> <p>三 事業実施区域：一関市弥栄字一ノ沢地内 事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲：一関市</p> <p>四 縦覧期間：令和三年十一月二十四日（水）から 令和三年十二月二十三日（木）まで ※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。</p> <p>五 縦覧時間：午前八時三十分から 午後五時十五分まで</p> <p>六 縦覧場所：一関地区広域行政組合総務管理課 一関市本庁生活環境課及び各支所市民課</p>	<p>七 意見書の提出について 方法書について環境保全の見地から意見のある方は、令和四年一月六日（木）消印有効までに、氏名・住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である方法書の名称・意見を明記（日本語により、意見の理由を含めて記載）し、左記提出先まで郵送またはファクシミリ、電子メールにより提出または縦覧場所に備付けの意見書箱に投函してください。※意見書用紙は縦覧場所に備付けているほか、組合ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>八 説明会の開催について （日時及び場所） 令和三年十二月十日（金）十八時三十分から 弥栄市民センター（定員約五十人） 令和三年十二月十一日（土）十四時から 川崎市民センター（定員約百人）</p> <p>九 ※説明会は一時間三十分程度を予定しています。問い合わせ先・意見書の提出先</p> <p>一関地区広域行政組合総務管理課 〒〇二一八五〇一 一関市竹山町七番二号 電話 〇一九（二）二一一一 内線八七五一 ファクシミリ 〇一九（三）三二二二四 電子メール somukant@city.lehnoseki.wale.jp</p>	<p>一関地区広域行政組合公報</p> <p>岩手県環境影響評価条例（平成十年岩手県条例第四十二号）第六条の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）を作成しました。この方法書の縦覧を行います。</p> <p>また、方法書に基づいての説明会を開催します。</p> <p>令和三年十一月二十四日</p> <p>一関地区広域行政組合 管理者 一関市長 佐藤善仁</p>
---	---	--	---

一関地区広域行政組合広報紙

くらしの情報

2021
(令和3年) 12月発行新処理施設・新最終処分場
のお知らせ編集・発行
一関地区広域行政組合（一関市・平泉町）エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に伴う
環境影響評価方法書の縦覧・説明会のご案内

組合が計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に伴う環境影響評価の方法書について、次のとおり縦覧し、説明会を開催します。

環境影響評価とは

- ・開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかを、
- ・開発事業者が調査・予測・評価し、その結果を公表して、関係者の意見を聞き、
- ・意見を踏まえて環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。

岩手県では、1時間当たり4トン以上のごみを焼却処理する施設に環境影響評価の実施が義務づけられています。方法書は、環境影響評価を行う項目及び調査、予測、評価の手法についてまとめたものです。

1 環境影響評価に係る事業内容

事業の名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業
事業の種類	ごみ処理施設の設置
処理能力	4.5トン/時間×24時間
事業実施区域	一関市弥栄字一ノ沢地内
事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲	一関市

2 環境影響評価方法書の縦覧

縦覧期間	令和3年11月24日(水)～令和3年12月23日(木)の平日午前8時30分から午後5時15分まで
縦覧場所	一関地区広域行政組合総務管理課、一関市役所本庁生活環境課・各支所市民課

3 説明会日時及び会場

期 日	開始時間	会 場	定 員
12月10日(金)	18時30分	弥栄市民センター	約50人
12月11日(土)	14時00分	川崎市民センター	約100人

◆説明会は1時間30分程度を予定しています。

◆申し込みは不要ですが、来場者が定員を超えると、入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ご来場される
方へのお願い

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、次の事項についてご協力をよろしくお願いいたします。
発熱、咳、全身痛、風邪などの症状がある場合は、ご来場を自粛願います。

マスクをご持参の上、着用してご入場ください。

入口で手指消毒をしてからご入場ください。

人と触れ合わない距離を開けてお座りください。

咳やくしゃみをするときは、マスクやハンカチ、ティッシュペーパーなどで口をしっかりと覆うよう、「咳エチケット」にご協力ください。

30分に1回程度は会場の換気を行いますので、ご了承ください。

4 意見書の提出

環境保全の見地から方法書についてご意見をお持ちの方は、下記の期日までに意見書をお寄せください。

意見書には、ご住所、お名前、意見書の提出対象である方法書の名称、ご意見を明記し、下記まで郵送またはファクシミリ、電子メールにて送信いただくか、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。

提出期限：令和4年1月6日（木）まで（消印有効）

提出先：〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関地区広域行政組合総務管理課宛て

FAX：0191-31-3224 E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

※意見書箱での受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

※意見書用紙は縦覧場所に備え付けているほか、組合ホームページからもダウンロードいただけます。

事前申込
不要

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業

環境影響評価方法書に関する説明会のご案内

一関地区広域行政組合が計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業に伴う環境影響評価方法書について、説明会を開催します。

【環境影響評価に係る事業内容】

事業の名称	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業
事業の種類	ごみ処理施設の設置
処理能力	4.5 トン/時間×24 時間
事業実施区域	一関市弥栄字一ノ沢地内

環境影響評価とは、

- ・ 開発事業が環境影響にどのような影響を及ぼすかを、
 - ・ 開発事業者が調査・予測・評価し、その結果を公表して、関係者の意見を聞き、
 - ・ 意見を踏まえて環境保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていく制度です。
- 方法書は、環境影響評価を行う項目及び調査、予測、評価の手法についてまとめたものです。

日時及び会場

【1回目】 **12/10(金) 18時30分～**

会場：弥栄市民センター(定員 約 50 人)

【2回目】 **12/11(土) 14時～**

会場：川崎市民センター(定員 約 100 人)

◇いずれかご都合のよい会場へご参加ください(説明内容は同じです)。

◇説明会は1時間30分程度を予定しています。

◇申込みは不要ですが、来場者が定員を超えるときは、入場を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。

《参加者の皆様へのお願い》

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、次の事項についてご協力をお願いします。

- ・ 発熱、咳、全身痛、風邪などの症状がある場合は、参加をご遠慮願います。
- ・ マスクをご持参の上、着用をお願いします。
- ・ 入口での手指消毒をしてからご入場ください。
- ・ 人と触れ合わない距離を開けてお座りください。
- ・ 咳エチケットにご協力ください。
- ・ 30分に1回程度は会場の換気を行いますので、ご了承ください。

■ 問合せ先 一関地区広域行政組合 総務管理課
〒021-8501 一関市竹山町 7-2
TEL21-2111 内線 8751

「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業」環境影響評価方法書に対する委員等からの
事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《方法書》 p 3-1-27 地下水質測定結果

地下水質の基準を超過している 3 地点と建設予定地の位置関係および距離を教えてください。

(石川 奈緒委員)

【回答】

測定地点の位置については、地下水質の調査を所管している岩手県生活環境部環境保全課環境調整担当に確認した結果、測定地点を示した位置図は作成していないという回答を受けています。

地下水の環境基準を超過している地点の、「舞川」、「青葉」、「中里」、「狐禅寺」、「長坂」、「田河津」の範囲を別紙 1 に示します。対象事業実施区域に最も近い地区は、直線距離で約 2.5km の「狐禅寺」となります。

【2】

《方法書》 p 2-2-7 4) 計画施設の概要

各ストックヤードは屋内に設置される予定でしょうか。

(伊藤 歩委員)

【回答】

屋内に設置する予定です（ストックヤード棟を整備予定）。

【3】

《方法書》 p 2-2-10～2-2-16

各搬出物について、予定されている搬出先、搬出頻度、輸送ルートを示してください。

(伊藤 歩委員)

【回答】

搬出物は、一般廃棄物の処理に伴って発生する残渣と資源物とがあります。

一般廃棄物の処理に伴って発生する残渣は、当組合の一般廃棄物最終処分場に搬出いたします。当組合の一般廃棄物最終処分場は、現在 3 施設ありますが、埋立残容量が少なくなっていることから、現在、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を計画しているところです。

資源物のうち、容器包装リサイクル法の対象となる資源物は、容器包装リサイクル協会が指定する業者へ搬出し、その他の資源物は、入札などにより引き渡し業者を決定しており、搬出先は入札の結果により異なります。

新処理施設の各搬出物の搬出先、搬出頻度、輸送ルートについては、準備書作成の段階までに検討いたしますが、輸送ルートについては、図 2.2-8 に示すごみ収集車両の走行経路に示した道路を使用することが想定されます。

参考情報となりますが、計画している一般廃棄物処理施設と同じ処理方式であります現在の一関清掃センターの搬出物の搬出先と搬出頻度は、次のとおりです。

種類	搬出先	搬出頻度
焼却灰	舞川清掃センター一般廃棄物最終処分場	月 5 日
焼却灰（セメント原料化分）	太平洋セメント(株)大船渡工場	月 20 日
飛灰	舞川清掃センター一般廃棄物最終処分場	年 4 回
鉄・アルミ	市内業者	月 1～2 回
不燃物	花泉清掃センター一般廃棄物最終処分場	月 9 回
スチール缶・アルミ缶	市内業者	月 1 回
ペットボトル	県外業者	月 1 回
ガラスビン	県外業者	月 1 回
その他プラスチック包装容器	県外業者	月 1 回
ガラス屑	花泉清掃センター一般廃棄物最終処分場	月 9 回

【4】

《方法書》 p2-2-15 7) 余熱利用計画

余熱利用計画は今後検討されるようですが、事業名称に「エネルギー回収型・・・」とあるため、現時点での計画案を示してください。エネルギー回収のための付帯設備も必要になると思われます。

(伊藤 歩委員)

【回答】

熱利用の計画としては、焼却炉出口にボイラを設置し、燃焼ガスが持つ熱量の 80%程度を蒸気として回収し、この蒸気を使って蒸気タービン発電機を駆動し、発電します。

発電した電気等は、新処理施設内で利用し、余剰となった電気等は既存の公共施設等での利用や民間への売却、新規に余熱活用施設を整備して利用するなどの方法を現在検討しております。

【5】

※非公開

【6】

《方法書》 p3-2-17 図 3.2-9 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

実施区域の近隣に弥栄小学校があります。もともと国道沿いのため交通量が多いようですが、施設の立地により大型車の通行が増加すると予想されます。通学路などの交通安全に対してどのような配慮をされる予定なのか説明してください。

(伊藤 歩委員)

【回答】

交通安全対策は、環境影響評価における現況調査において交通量の調査を行うことから、その結果を踏まえて、地元住民とも意見交換を行い、必要な対策（歩道の整備、横断歩道の設置

など)について道路管理者等の関係機関と協議し、対応してまいります。

なお、現時点での配慮事項は、次のとおりです。

- ・ 廃棄物収集運搬車両の走行は、一定の時間に集中しないよう収集運搬の時間帯の分散化を検討します。
- ・ 朝・夕の通学時間帯の運行を避けるような収集運搬ルートを検討します。

【7】

《方法書》 p3-2-19 3.2.6 下水道の整備状況

下水道に加えて、その他の汚水処理施設も含めた汚水処理人口普及率とその内訳が分かるようにしていただければと思います。

(伊藤 歩委員)

【回答】

準備書作成の際に、下水道に加え農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽による汚水処理人口と普及率を追加します。

なお、令和元年度における下水道以外の汚水処理施設の状況は、次のとおりです。

施設区分	行政人口※1	処理区域人口※2	水洗化人口※2	処理人口普及率	水洗化率
農業集落排水施設	114,477人	3,772人	3,076人	3.3%	2.7%
コミュニティプラント		164人	164人	0.1%	0.1%
浄化槽		27,387人	29,227人	23.9%	25.5%

*1. 行政区域人口は、令和元年10月1日現在値を示す。

*2. 処理区域人口と水洗化人口は、令和元年度末(3月31日時点)を示す。

出典等：「2019年度末(令和元年度末)汚水処理人口普及率」、「令和元年度末 水洗化人口割合〔市町村別〕」、「人口・世帯数・人口密度(市町村別)ほか いわての統計情報(各年10月1日現在)」(岩手県HP、閲覧:令和3年8月)より作成

また、「一関市統計要覧(令和2年版)」(岩手県一関市)によると、令和元年度における非水洗化人口は44,395人、し尿の収集量は58,456k1となっています。収集したし尿は、一関清掃センター(第1・第2し尿処理施設)及び川崎清掃センターし尿処理施設で処理しています。

【8】

《方法書》 p3-2-20 表3.2-13 公害防止関係の主な法令等

名称の誤りがあります。「水質汚染防止法」→「水質汚濁防止法」

(伊藤 歩委員)

【回答】

準備書作成の際に「水質汚濁防止法」に修正いたします。

【9】

《方法書》 p3-2-65 表3.2-56 一般廃棄物処理施設の状況

既存の一関清掃センターは、し尿処理施設も有しているようですが、新しい施設ではし尿処理は行わないようです。し尿はどこで処理する予定でしょうか。

(伊藤 歩委員)

【回答】

し尿は、引き続き一関清掃センターのし尿処理施設で処理する予定です。

【10】

《方法書》 p 5-1-26、5-1-29

造成工事による濁水や施設稼働による排水の流れ、調整池および放流先河川との合流点の位置、合流後の流れについて地図（図 5.1-7）上に示していただきたい（例えば、図 5.2-5 の水域を含む地図に重ねる）。また、ここでの調整池の役割について説明してください。

（伊藤 歩委員）

【回答】

造成工事中及び施設稼働後の調整池からの放流経路と周囲の河川の状況を別紙 3 に示します。調整池から放流先河川への合流点は、現時点では対象事業実施区域西側のため池出口から国道 284 号の間になると想定されます。詳細については今後の造成設計を踏まえて、準備書作成の段階までに検討いたします。

また、調整池の役割は、次のとおりです。

【工事中】

- ・ 造成工事の実施に先行して調整池を築造し、降雨時に発生する土砂・濁水を一時貯留・沈降させた後、放流します。

【施設稼働後】

- ・ 必要容量を確保した調整池を設置することで、降雨時における現況流出量と同じ放流量となるよう調整します。

【11】

《方法書》 p 5-1-27、5-1-29

現時点で想定される環境保全措置について説明してください。

（伊藤 歩委員）

【回答】

現段階で想定している環境配慮事項及び環境保全措置は、次のとおりです。

【工事中】

- ① 降雨時の濁水発生量を削減するため、法面等を早期に緑化します。また、緑化が困難な場所等は、シート張り養生を実施します。
- ② 造成工事中は、仮沈砂池を設置し、濁水中の土砂を除去した後に放流します。

【施設稼働後】

- ② プラント排水は、適正な処理を行った後、施設内で再利用し、場外へは放流しません。
- ② 生活排水は、浄化槽にて処理し、調整池等に貯留された後、対象事業実施区域西側のため池から流れる河川に放流します。

【12】

《方法書》 p 2-2-8 図 2.2-2 施設配置計画図案

国道 284 号からの引き込み線は新設するのでしょうか。図では、対象事業実施区域の左側に飛び出ている部分の下側に国道からの引き込み線がありますが、地形図（例えば、p 5-2-6 図 5.2-1）では、左側に飛び出ている部分の上側に引き込み線が接続しています。

（大西 尚樹委員）

【回答】

図 5.2-1 における左側に飛び出ている部分の上側に見える引き込み線は、現状での当該土地への進入路を示しています。

方法書では、対象事業実施区域の左側に飛び出ている部分の下側にある市道側からの進入路を新設する案としておりますが、今後、プラントメーカーからの提案も踏まえ、道路管理者との協議を行い、施設の出入り口及び進入路の取付位置を決定します。

【13】

《方法書》 p 2-2-9 図 2.2-3 施設完成後の概略イメージ図

図 2.2-2 の施設配置計画図案と大きく異なっています。

（大西 尚樹委員）

【回答】

p 2-2-9 の図 2.2-3 の下側に「※」で記載しておりますが、概略イメージ図は、平成 29 年 3 月に策定した廃棄物処理基本構想時点の施設完成後の概略イメージを掲載しております。「図 2.2-2 施設配置計画図案」は、対象事業実施区域の状況を踏まえて配置計画を示したものです。

【14】

《方法書》 p 2-2-15 7) 余熱利用計画

用途等の詳細については今後検討する、とありますが、令和 9 年度に稼働できるのでしょうか。

（大西 尚樹委員）

【回答】

発電した電気や製造した温水は、まずは新処理施設で利用するため、新処理施設と同時に令和 9 年度に稼働する予定です。余剰となった電気等は既存の公共施設等での利用や民間への売却、新規に余熱活用施設を整備して利用するなどの方法を現在検討しております。

【15】

《方法書》 p 2-2-18 2.2.7 環境保全の配慮及び災害防止に関する事項

対象事業実施区域は丘陵地にあるため、切り土が多く発生すると思います。その処理方法について教えて下さい。

（大西 尚樹委員）

【回答】

切土量と盛土量との均衡を図り、場外への残土排出量が最小となる施設建設計画といたしますが、それでも発生する残土は場外処分となります。発生した残土は、最終処分場の覆土としての活用や、その他公共工事での活用を考慮いたします。

【16】

《方法書》 p 5-2-4 表 5.2-1(2) 造成等の工事による一時的な影響に伴う影響を把握するための動物の調査、予測・評価手法

爬虫類、両生類の調査方法をもう少し具体的に記載して下さい。

(大西 尚樹委員)

【回答】

爬虫類及び両生類の調査方法は、準備書作成の際に次の記載内容に修正いたします。

「任意観察調査（特に地点を設定せず、対象事業実施区域及びその周囲を任意に踏査し、目視、鳴き声等による直接観察、タモ網等を用いた任意採取により両生類・爬虫類を記録する方法）」

【17】

《方法書》 p 3-1-26、3-1-27 表 3.1-18～表 3.1-19(2) 地下水質測定結果

地下水の水質結果について、測定地点地図を準備書以降に明記すること。

(久保田 多余子委員)

【回答】

地下水の測定地点は、所管している岩手県生活環境部環境保全課環境調整担当に確認した結果、位置図は作成していないという回答を受けています。

【18】

《方法書》 p 2-2-6 表 2.2-2 処理対象ごみ量の予測結果

処理対象ごみ量の予測は、何を根拠に予測しているか説明いただきたい。また、令和 9 年度以降のこの対象ごみ量は、現在の一関清掃センター処理分と大東清掃センター処理分を合算した予測量であるのか説明いただきたい。

(齊藤 貢委員)

【回答】

処理対象ごみ量は、ごみ処理基本計画（H31 年 3 月策定）を地域計画作成時（R2 年度、～R1 実績）に見直した数値です。将来のごみ量は、実績値を用いたトレンド予測と人口予測に基づいて算出した予測結果に減量や資源化の施策を考慮したものです。

また、処理対象ごみの予測量は、一関清掃センター処理分と大東清掃センター処理分を合算した組合圏域全体の量です。

【19】

《方法書》 p 3-1-34 1)動物、p 3-1-93 2)植物

文献に基づく動植物の調査の方法について、「調査対象範囲は対象事業実施区域を含む範囲とした。」とありますが、表 3.1-21 及び表 3.1-37 に挙げられた各文献資料から、具体的に何をキーワードにしてデータを抽出し、生息種・生育種一覧を作成したのかを教えてください。また、準備書以降にはそれを明記するようにして下さい。

例えば「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」では、どの河川及び地区名のデータを抽出したのでしょうか。また、「いわてレッドデータブック」「岩手県産維管束植物チェックリスト」からは、「一関市」のデータを全て抽出したと考えてよろしいでしょうか。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

準備書作成の際に、次の内容を追加いたします。

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」の調査河川は「北上川」及び「砂鉄川」を対象に抽出いたしました。抽出した地区名又は地点名は次のとおりです。

- ・両 爬 哺 : St. 7、北北岩 1、北砂岩 1
- ・鳥 類 : 北北岩 1~2、北北岩 12~22、北砂岩 1~4
- ・昆 虫 類 : St. 6、St. 1、北北岩 1、北砂岩 1
- ・魚 類 : 北北岩 1、北砂岩 1
- ・底生動物 : St. 6、北北岩 1、北砂岩 1
- ・植 物 : Q49~51、Q8~12、Q89~91、F2、F3、F7、北北岩 F2、北北岩 F3、北砂岩 F1

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」の調査地点位置図を別紙 4 に示します。

「いわてレッドデータブック」からは、「一関市」、「岩手県内各地」、「盛岡市以南」、「北上川」、「北上高地」、「北上山地」、「日当たりのよい湿地等」、「平地の湿地周辺」をキーワードとして抽出いたしました。「岩手県産維管束植物チェックリスト」は「一関市」のデータを全て抽出しております。

【20】

《方法書》 p 3-1-34 1)動物、p 3-1-93 2)植物

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」には発行年がないので、出典を示すだけでは、いつ頃行われた調査なのかが分かりません。調査が行われた年を教えてください。また、準備書以降には調査年を明記するようにして下さい。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

「河川環境データベース 河川水辺の国勢調査」の調査年は次(次項)のとおりです。

準備書作成の際に、記載内容へ修正いたします。

項目	調査地点	調査年
哺乳類 爬虫類 両生類	St. 7	1995 年
	北北岩 1	2000 年、2005 年、2015 年
	北砂岩 1	2015 年
鳥類	北北岩 1	1997 年
	北北岩 2	2003 年
	北北岩 12～22	2014 年
	北砂岩 1～4	2014 年
昆虫類	St. 6	1994 年
	St. 1	1999 年
	北北岩 1	2004 年、2010 年
	北砂岩 1	2010 年
魚類	北北岩 1	2000 年、2006 年、2012 年、2016 年
	北砂岩 1	2016 年
底生動物	St. 6	1996 年
	北北岩 1	2001 年、2007 年、2011 年、2012 年、2017 年
	北砂岩 1	2017 年
植物	Q49～51	1993 年
	Q8～12、Q89～91	1994 年
	F7	1993 年、1994 年
	F2、F3	1994 年
	北北岩 F2	1998 年、2002 年、2009 年
	北北岩 F3	1998 年、2002 年、2009 年
	北砂岩 F1	1998 年、2002 年、2009 年

【21】

《方法書》 p5-2-13 5.2.2 植物

植物相の状況及び重要な種の生育状況の調査において、現地調査で記録する対象分類群には、「環境省レッドリスト 植物 II」（2014年版）に掲載されている蘚苔類及び藻類のうち、水生・湿地性の種を含めて下さい。ただし肉眼で同定できない種については調査不要です。調査対象範囲の水域に、絶滅危惧種のイチョウウキゴケやカワゴケ類、シャジクモ類が生育している可能性があります。なお、既知の文献記録や標本はほとんどありませんので、文献調査は不要です。

(鈴木 まほろ委員)

【回答】

植物相調査において、水生・湿地性の蘚苔類及び藻類も調査対象に追加いたします。なお、蘚苔類及び藻類については、イチョウウキゴケやカワゴケ類、シャジクモ類などの重要な種を中心に調査いたします。

環境影響評価方法書 p5-2-13 表 5.2-4(1) 「調査の手法 1.植物相及び植生の状況 1)植物相の状況」に記載の「現地踏査により、生育の確認された維管束植物を記録する。」は、「現地踏査により、生育の確認された維管束植物並びに水生・湿地性の重要な蘚苔類及び重要な藻類を記録する。」と修正し、準備書へ記載いたします。

【22】

《方法書》 p3-2-24、5-1-16、5-1-18 騒音全般

騒音に係る環境基準について、「対象事業実施区域及びその周囲は、類型区分に指定された地域に該当しない」と書かれている。この記述が正しいならば、続く「ごみ収集車両等の走行経路となる一般国道 284 号及び主要地方道弥栄金成線の沿道は、表 3.2-24 に示す特例基準値が適用される。」は誤りである。この特例は、騒音に係る環境基準における「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会による「騒音の評価手法等の在り方について（報告）」に明確に示されているように、あくまでも地域類型が指定されるような地域における家屋の立地状況に対応した「特例」であり、地域類型が指定されていない地域において、家屋の立地状況等を勘案することなしに、これを準用することは極めて暴力的である。現状の環境騒音レベル、及び居住実態を正確に把握した上で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準のうち、より現状に近いものを評価の際の比較対象としなくてはならない。

(永幡 幸司委員)

【回答】

ご指摘のとおり、「ごみ収集車両等の走行経路となる一般国道 284 号及び主要地方道弥栄金成線の沿道は、表 3.2-24 に示す特例基準値が適用される。」の記載は誤りでした。準備書作成の際に記載内容を修正いたします。

工事中及び供用後の車両の走行に伴う騒音の影響を評価する際には、「道路に面する地域」の騒音に係る環境基準を基本とし、沿道に立地している住居等の状況を勘案し、対比する基準値を設定いたします。

【23】

《方法書》 p 5-1-13～5-1-18 騒音全般及び p 5-1-19～5-1-22 振動全般

騒音、及び、振動について、評価量として何を用いるのかについて明確な記述がない。例えば、建設機械の稼働に伴う騒音については、表 5.1-5 中の「評価の手法」における記述より、おそらく 5%時間率騒音レベル (LA5) と等価騒音レベル (LAeq) の両者を予測するものと推察されるが、このような情報が明記される必要がある。

(永幡 幸司委員)

【回答】

騒音の予測項目ごとの評価量は、次のとおりです。また、振動の予測項目ごとの評価量は、すべて 10%時間率振動レベル (L10) です。準備書作成の際に、記載を追加いたします。

予測項目	予測地点	評価量
建設機械の稼働による騒音レベル	敷地境界	5%時間率騒音レベル (LA5)
	現地調査地点	等価騒音レベル (LAeq)
工事車両の運行による騒音レベル	現地調査地点	等価騒音レベル (LAeq)
ごみ処理施設及びリサイクル施設の稼働による騒音レベル	敷地境界	5%時間率騒音レベル (LA5)
	現地調査地点	等価騒音レベル (LAeq)
廃棄物運搬車両の運行による騒音レベル	敷地境界	等価騒音レベル (LAeq)
	現地調査地点	

【24】

《方法書》 p 3-2-16 2)住宅の配置の概況

事業計画地の土地所有の変遷、関連する土地所有者との話し合いの経過、近隣住民・集落との話し合いの経過について教えていただけませんか（できる範囲でお願いします）。

(平井 勇介委員)

【回答】

土地所有者については、登記事項証明書により確認しており、地歴は今後調査する予定です。

土地所有者を対象とした説明会（以下「土地所有者説明会」という。）は、これまでに2回開催し、意見交換を行っております。また、今後とも事業の進捗に合わせて説明会を開催してまいります。

事業実施区域周辺の自治会にお住まいの方を対象とした説明会（以下「周辺自治会説明会」という。）は、これまでに4回開催し、意見交換を行っております。なお、周辺自治会説明会には、土地所有者にもご案内をしております。

現在は、土地所有者の方及び周辺自治会の皆様に事業実施区域の絞込みの経緯や施設の概要などについて説明し、意見交換を行っている段階です。

また、周辺自治会には協議の相手方としての地元協議組織の設立をお願いをしているところです。

これまでの説明会の開催状況は、次のとおりです。

説明会の開催状況	・土地所有者説明会	第1回	令和3年2月6日
		第2回	令和3年5月22日
	・周辺自治会説明会	第1回	令和2年12月20日
		第2回	令和3年3月13日
		第3回	令和3年6月26日
		第4回	令和3年11月20日

【25】

《方法書》 p5-2-7 図5.2-2 鳥類調査範囲及び調査ルート・地点

鳥類の観察定点のうち南側や東側をカバーする定点2は、その南東側に小尾根があるため、観察が十分できないのではないのでしょうか。各定点からの可視範囲図（森林の樹高も考慮したもの）が必要です。

（由井 正敏委員）

【回答】

ご意見のとおり、定点No.2の南東側は視野がとれにくい状況です。

現地踏査を行い、調査範囲東側から南側周辺のエリアで定点観察地点を探しましたが、可視範囲が広く確保できる地点がありませんでした。調査範囲内に設定した定点2からは、主に対象事業実施区域内の鳥類相を把握することし、調査範囲の南側及び東側の範囲は、任意観察を行い、鳥類相の把握に努めます。

なお、準備書作成の際に、定点からの視野写真①～③とともに、可視範囲図も記載いたします。



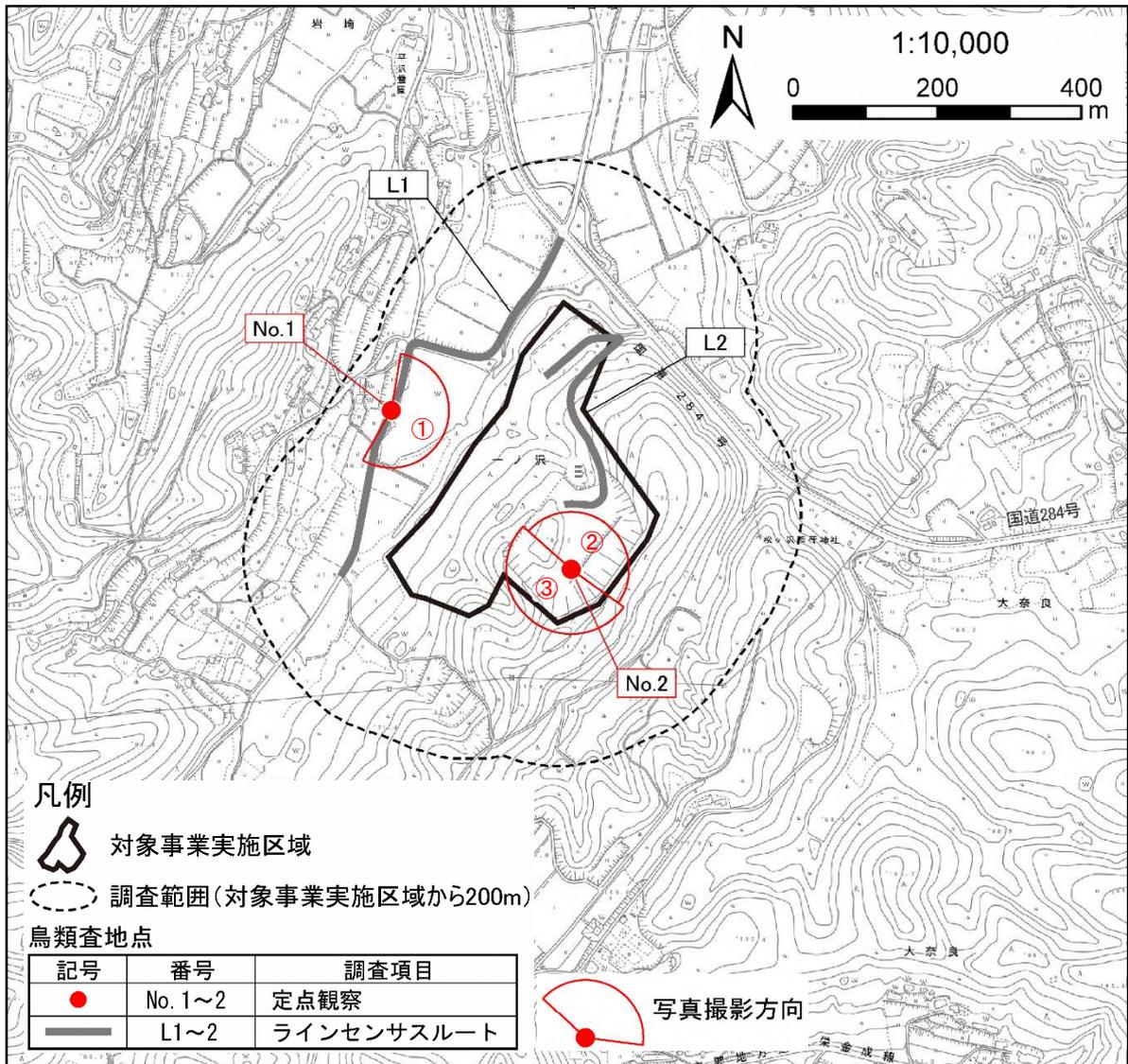
視野写真① 定点No.1から北～東～南方向



視野写真② 定点No.2から北西～北～東～南東方向



視野写真③ 定点 No. 2 から南東～南～西～北西方向



出典：方法書 p. 5-2-7 「図 5. 2-2 鳥類調査範囲及び調査ルート・地点」

【26】

《方法書》 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例について

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。

(自然保護課)

【回答】

動物及び植物の現地調査を実施する前に専門家にヒアリングを実施し、対象事業を実施するにあたり留意すべき動植物種の有無を確認いたします。また、調査の結果、重要な動植物種の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を検討するとともに、検討結果は専門家にヒアリングを実施し、結果を準備書に記載いたします。

【27】

《方法書》 岩手県自然環境保全指針について

令和3年に改定した岩手県自然環境保全指針においては、事業予定地は保全区分がC及びDの地域となるため、事業の実施に当たっては、保全区分に応じた保全目標及び保全方向に留意してください。

※…環境影響評価方法書 3-2-52 ページの図 3.2-13 は、改定前の保全区分により作成されていますので、方法書 3-2-50 ページの下から2行目の記載とともに修正が必要です。

(自然保護課)

【回答】

本事業の実施に当たっては、環境影響評価の結果を踏まえ、岩手県自然環境保全指針に示されている保全区分C及びDの保全目標及び保全方向に留意いたします。

今後策定の予定の事業計画等において、重要な植生が対象事業実施区域内で確認された場合は地形改変区域から除外するとともに、重要な動植物種への影響が想定される場合は移送・移植等の環境保全措置を検討いたします。また、景観に配慮した施設整備計画を策定いたします。

準備書作成の際には、環境影響評価方法書 3-2-52 ページの図 3.2-13 を令和3年に改定された岩手県自然環境保全指針の図6「優れた自然」を踏まえ修正するとともに、方法書 3-2-50 ページの下から2行目の記載は、対象事業実施区域は保全区分[C]及び「D」に区分されている旨の表現に修正いたします。

「図 3.2-13 優れた自然の保全区分」の修正図面を別紙5に示します。

※非公開

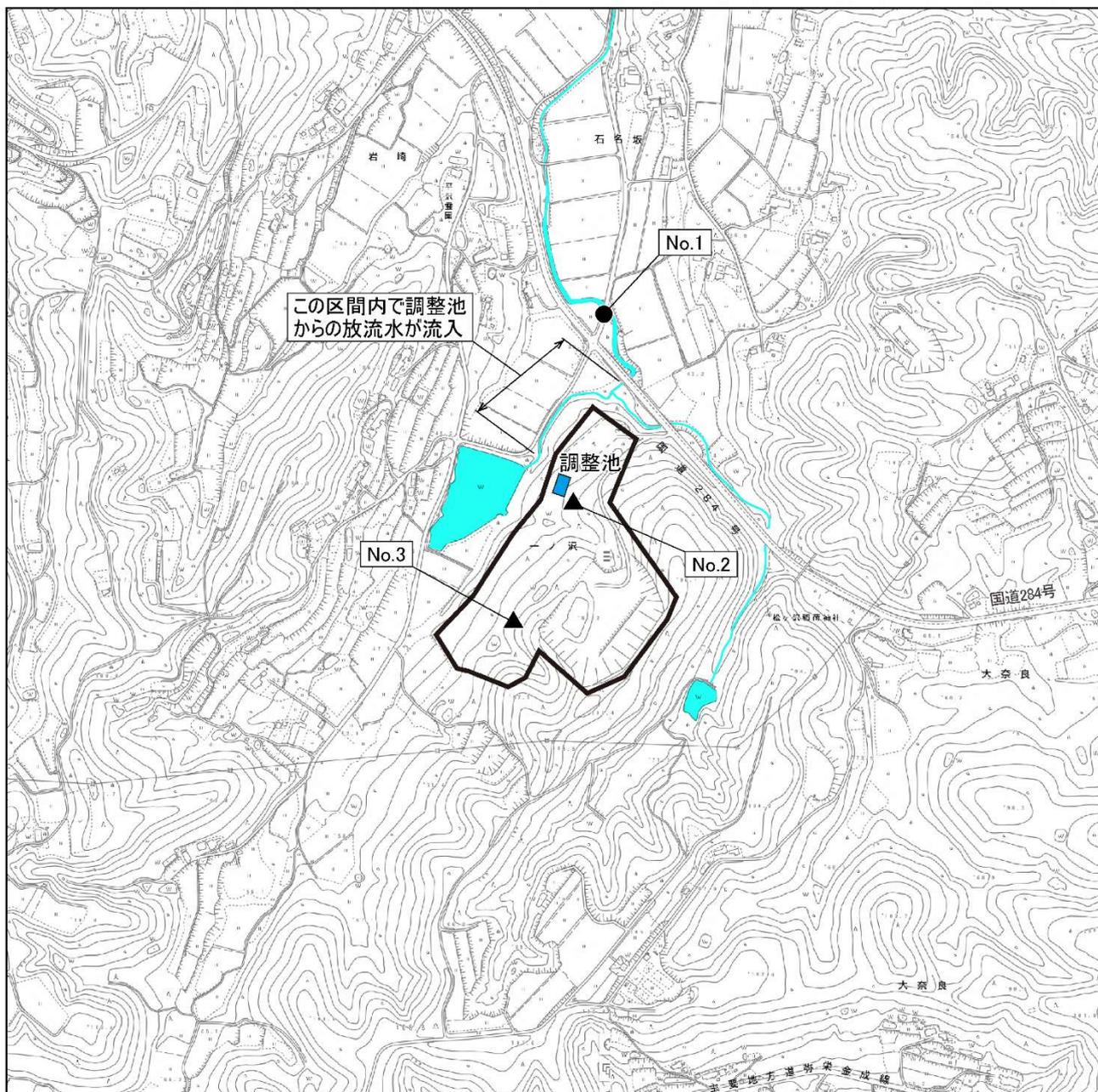
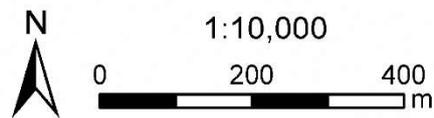


図 工事中及び施設稼働後の雨水排水経路及び河川の状況

凡例

 対象事業実施区域



水質調査地点

記号	No.	調査項目
●	1	水素イオン濃度、浮遊物質量、一般項目、流量 環境基準項目（生活環境項目、健康項目）、ダイオキシン類
▲	2~3	土粒子の状況（沈降試験）

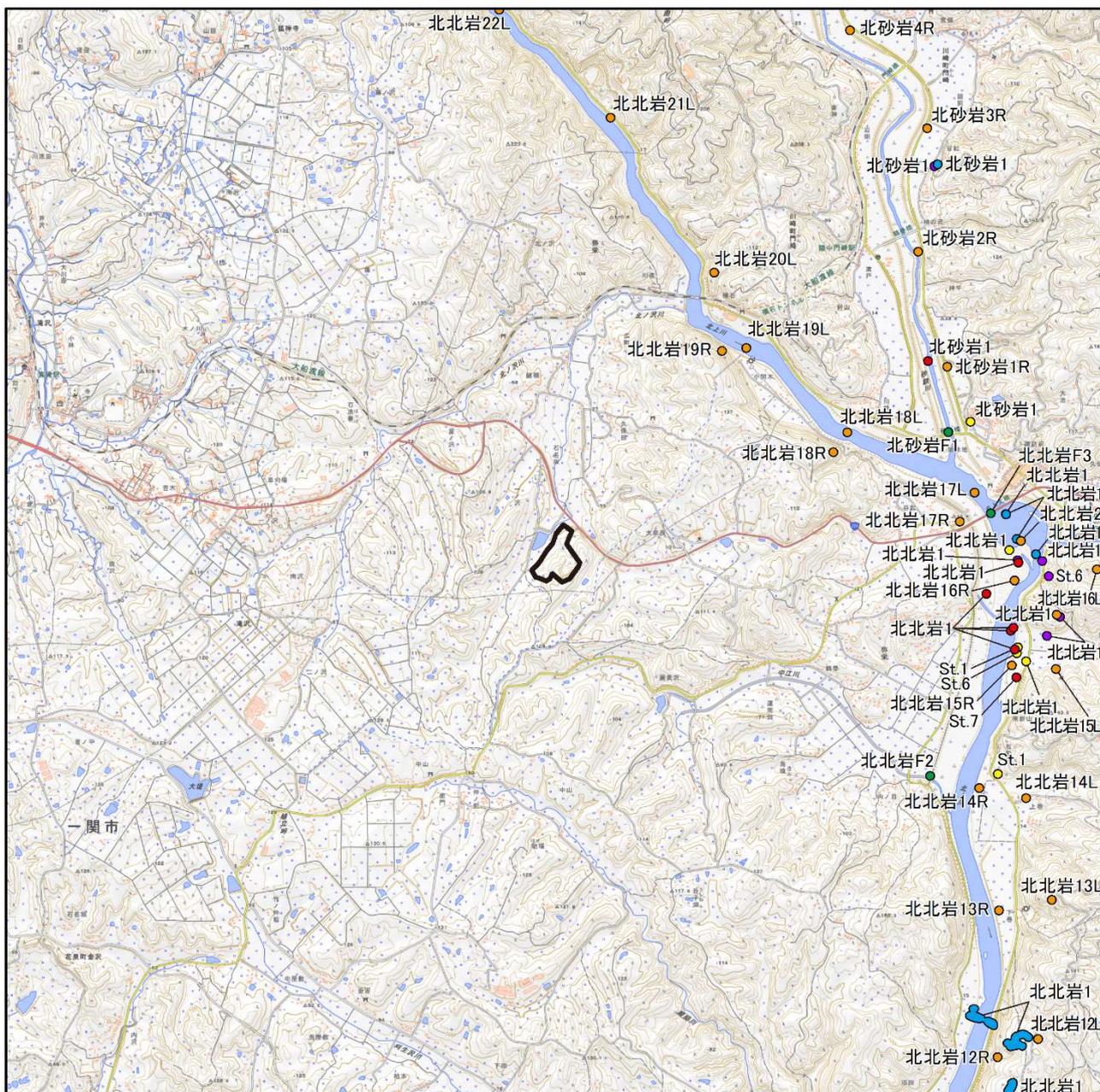


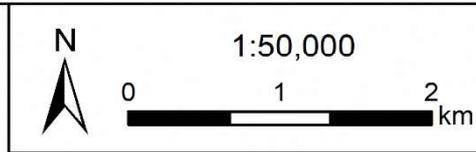
図 河川環境データベース 河川水辺の国勢調査 調査地点位置図

凡例



対象事業実施区域

- 哺乳類、爬虫類・両生類
- 鳥類
- 昆虫類
- 魚類
- 底生動物
- 植物



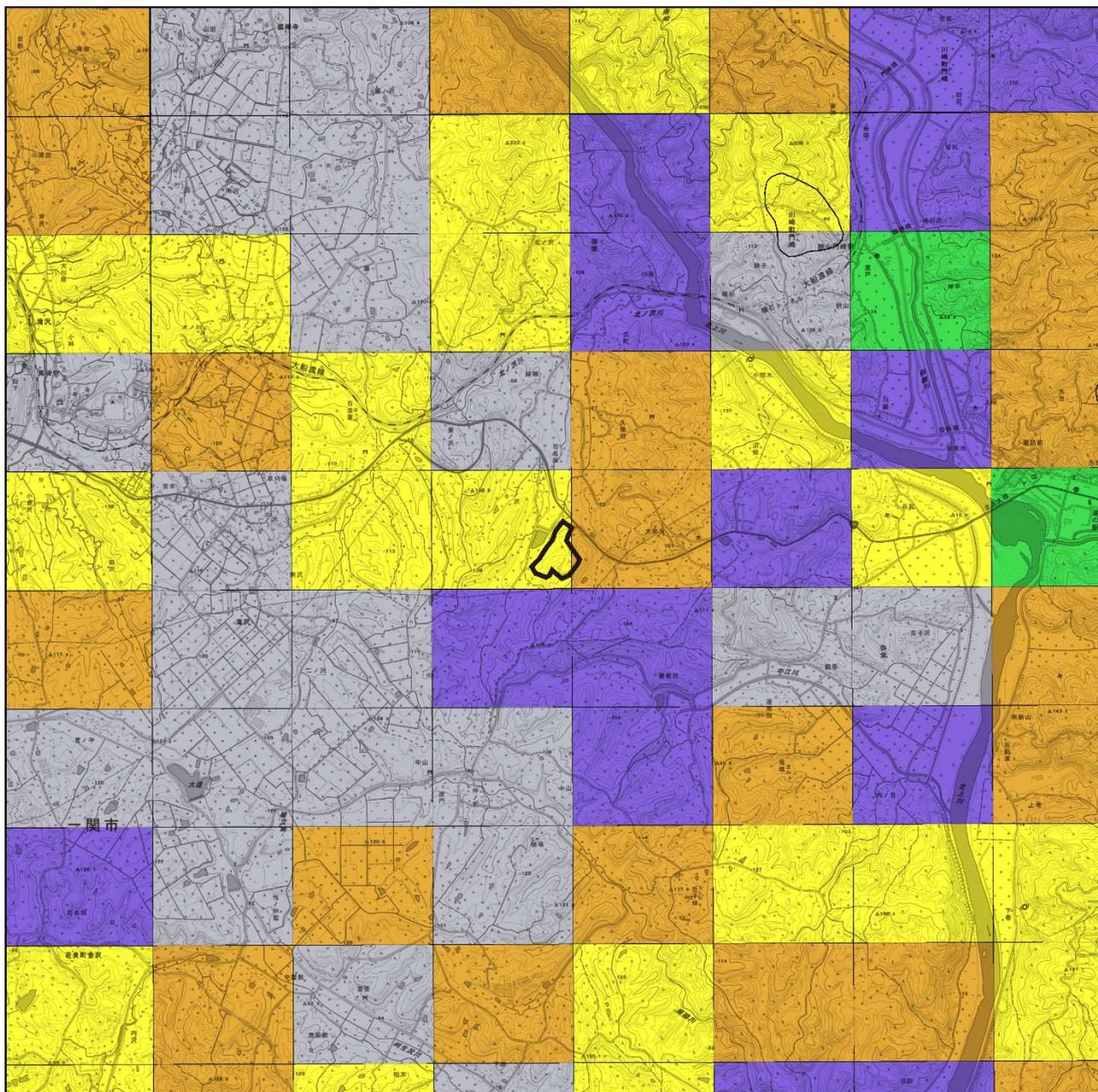


図 3.2-13 優れた自然の保全区分

凡例



対象事業実施区域

優れた自然

- A
- B
- C
- D
- E



1:50,000

